

谷山第二地区 第38号

区画整理だより

発行 鹿児島市 建設局 都市計画部 谷山都市整備課
 〒891-0141
 鹿児島市谷山中央五丁目26番7号

係名が変わりました
 谷山第二・第三地区係 099-269-8436 (直通)
 工事係 099-269-2141 (直通)
 補償係 099-269-8437 (直通)
 谷山駅周辺地区係 099-269-8435 (直通)



谷山第二地区航空写真(平成30年2月撮影)

ごあいさつ

初夏のさわやかな風が木々の緑とたわむれる頃となりました。皆様におかれましては、いかがお過ごしでしょうか。
 また日頃より、谷山第一地区土地区画整理事業にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。
 今回の「区画整理だより」では、事業の進捗状況、平成30年度の予算と工事予定、事業計画変更等について、お知らせします。

進捗状況

平成29年度は、本城周辺の宅地造成工事や慈眼寺駅の駅前広場の整備などを行いました。
 平成29年度末までの進捗状況は事業費ベースで約98.8%です。



県有地



慈眼寺駅の駅前広場



宅地造成

平成30年度の予算と工事予定

平成30年度の当初予算は、約2億8千6百万円で、主な事業内容は道路工事、出来形確認測量、換地計画等作成などです。
 また、工事内容は、慈眼寺駅付近の造成工事、JR指宿枕崎線沿いの道路工事、谷山駅周辺地区との地区境道路高上げ工事を行う予定です。
 工事期間中は、みなさまにご不便をおかけすることがあると存じますが、ご理解とご協力をお願いします。

水色部分は工事予定箇所であり、使用収益時期等については、お問い合わせください。

平成30年度施工予定図



鹿児島市では、明治維新(1868年)から150年を迎える2018年(平成30年)までの期間、カウントダウンをしながら、その年ごとに、近代日本の礎を築いた鹿児島に関わりが深い出来事を題材にイベントをおこなっていきます。
 “維新のふるさと 鹿児島市”の取組みに、ご期待ください。



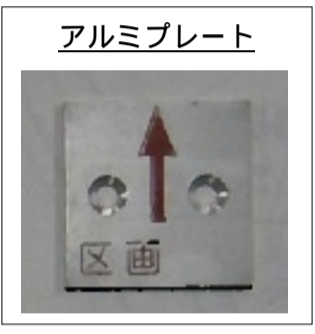
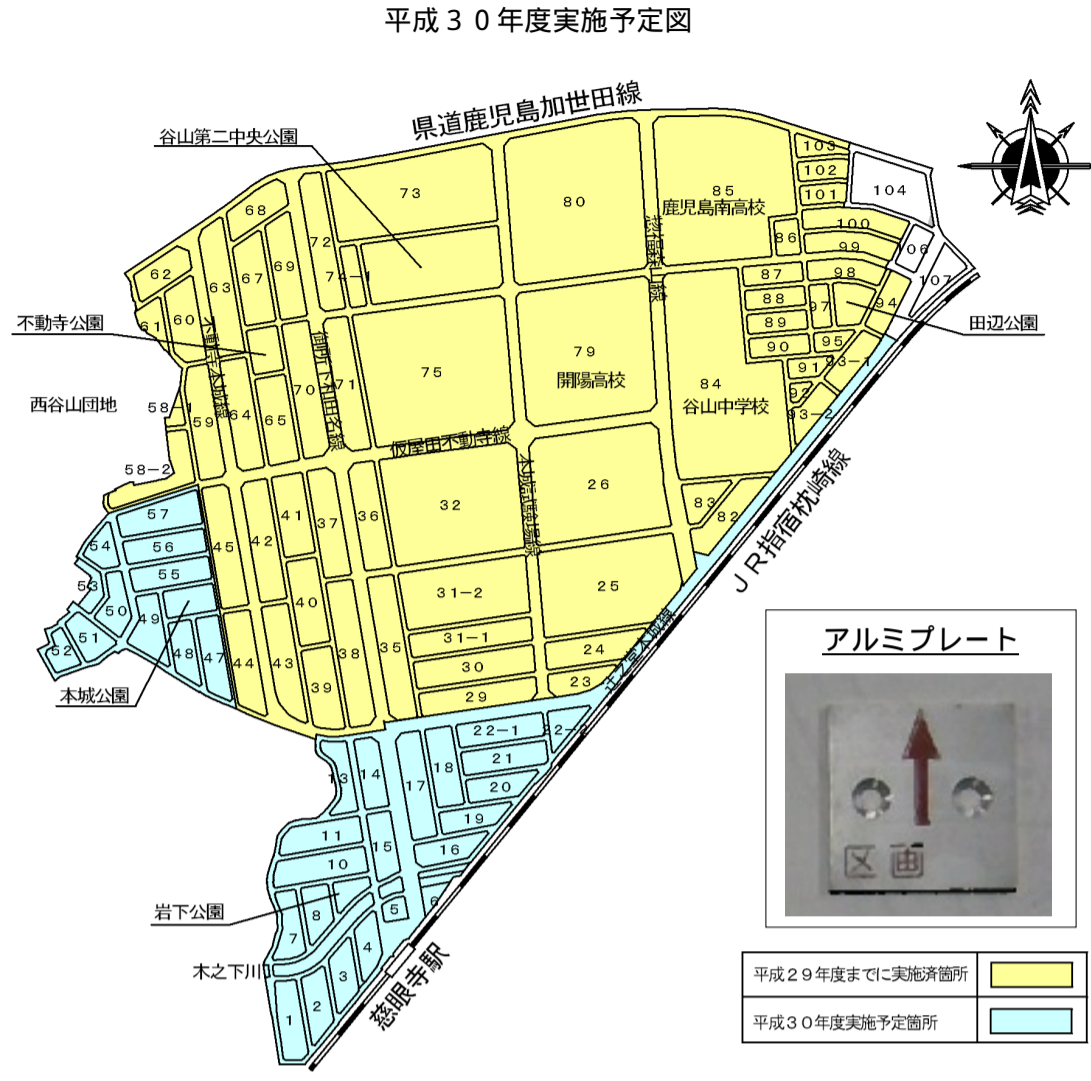
出来形確認測量について（お願い）

平成26年度より、これまで完成した宅地の位置、形状、面積を確認するための出来形確認測量を行ってきました。平成30年度も、残りの区域の測量を行います。

測量を実施する際、鹿児島市が委託した業者が土地への立ち入りをお願いすることがあります。委託業者は鹿児島市が発行する土地立ち入り認定証を携帯しておりますので、ご協力をお願いします。

境界にアルミプレートを設置後、測量を行います。
なお、ご不明な点がございましたら、『谷山第二・第三地区係』までお問い合わせください。

出来形確認測量とは、将来行う換地計画の作成、換地処分に先立って、街区及び画地の位置や形状及び面積等の確認を目的とし、皆様方の権利面積と清算金の確定の上でも重要な作業となります。



事業計画変更について

平成30年4月6日付けで第六回事業計画変更を行いました。

変更内容は、施行期間と資金計画です。
換地処分時期に一定の目的がたつたため、これまで平成32年度までとしていた施行期間に、清算金の徴収・交付期間の5年を追加し、平成37年度までとなります。

なお、**平成32年度の換地処分の時期に変更はございません。**

変更内容
施行期間 平成37年度まで（5年延伸）
工事完成は30年度末を予定しています。
総事業費 32.8億3千万円（3億5千万円増）
変更後の事業計画書は、谷山都市整備課で縦覧できます。

共有名義の土地について

私道などの共有名義の土地を所有されている方については、持分に応じてそれぞれの所有者の方へ仮換地指定を行っておりますが、名義は共有名義のままとなります。

共有名義を単有名義にする方法として、次の二通りがあります。

共有者が従前地を分筆して、それぞれ単有名義にする。

換地処分後に共有者がお互いの持分を放棄して、単有名義にする。

なお、鹿児島市では名義変更はできません。名義の変更は、関係者で協議のうえ、権利者ご自身で行っていただくこととなります。

電柱の設置位置について

電柱の設置位置については、宅地への出入りの邪魔にならないように、九州電力・NITの各事業者が関係者の皆様へ相談に伺います。電柱は生活にかかせない重要なライフラインでありますので、ご理解・ご協力をお願いします。

みなさまへのお願い

【土地の売買について】
土地区画整理事業施行区域内の土地の売買については、特に制限はありません。

但し、鹿児島市有地（小宅地对策用地・換地操作用地）を購入する確約をしている方は、仮換地の新たな所有者（買われる方）にこれを引き継いでいただくこととなりますので、仮換地の売買にあたっては、そのことを新たな所有者によく理解していただき承知していただく必要があります。

この場合、普通財産譲渡申込書等書類の提出をしていただく必要があります。

【届出】

次の場合は、届出が必要となります。
登記名義人が変わったとき。
（登記簿謄本の写しを添付して下さい）
住所を変更したとき。
代理人を定めたとき。
借地権の申告をするとき。
（他人名義の土地に建物などを所有する人）

【許可】
次の場合は、許可が必要となります。
土地区画整理事業の施行区域内での建築物及び工作物の新築や増・改築、土地の形質の変更、または移動の容易でない物件の設置・堆積を行うとき。（法七十六条許可）
詳しくは、『谷山第二・第三地区係』までお問い合わせください。

あとがき

この「谷山第二地区区画整理だより」は施行区域内の関係権利者とお住まいのみなさまに配布しております。

今後ともみなさまのお役に立てるような内容の充実に努めてまいりますので、ご意見・ご要望等ございましたら、『谷山都市整備課谷山第一・第三地区係』までご連絡ください。

